

## エンターテイメント健康保険組合の規約・規程変更、新設について

第13回組合会（令和8年2月20日）において、諸規程の変更・新設が承認され関東信越厚生局に届出（※1）しましたので公告いたします。（※1以外は届出不要）

### 記

#### 1. 規約の変更（施行日：令和8年4月1日）

規約（※1）	理 由
保険料の負担割合 第45条 予備費の費途 第48条第3項 準備金の保有方法 第49条第2項	令和8年4月1日施行の子ども・子育て支援金対応による改訂

#### 2. 規程の変更（施行日：令和6年12月2日（※2）、令和8年4月1日）

規程名称	理 由
組合会会議規則（※2）	被保険者証に関する条文を改訂
会計事務取扱規程	令和8年4月1日施行の子ども・子育て支援金対応による改訂
事務取扱規程	標準処理期間と公告事項に特化
健康診断補助金等支給規程（※1）	令和8年度施策を施行するにあたり、健診機関先、対象者、対象年齢、費用案分等の負担額を改訂

#### 3. 規程の新設（施行日：令和8年4月1日）

規程名称	理 由
資格確認書管理規程	資格確認書の生カードに健保印の印影を予め印字する仕様に変更するため新たに制定

令和8年3月4日  
エンターテイメント健康保険組合  
理事長 平本 直樹  
(公印省略)  
以上